

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：活性化計画に記載された事業のため行う転用許可及び開発許可を不要とする特例の設定

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：農村振興局 農村政策部 農村計画課

評価実施時期：令和3年12月～令和4年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

農山漁村地域の人口や農業を取り巻く状況を見ると、人口減少・高齢化は、農山漁村地域は都市に先駆けて進行し、令和27年には平野部で3割強の人口減少、中山間部では半減近くにまで進行すると見込まれる等、非常に厳しい状況にある。

農山漁村地域の多くの割合を占める農地の面積は、主に宅地等への転用、荒廃農地の発生等により、平成19年に約465万haであったものが令和2年には約437万haにまで減少している。また、荒廃農地のうち、再生利用が困難なものの面積の割合をみると平成20年の約5割（約13.5万ha）から令和元年には約7割（約19.2万ha）にまで拡大しているところである。

このように、農地の集積・集約化、新規就農の促進、スマート農業の普及といった様々な政策努力を払っても、なお農地として維持することが困難な土地が拡大している状況にある。荒廃農地は、病虫害の発生源及び野生鳥獣の恰好の潜み場となることにより周辺農業へ悪影響をもたらす、農業を基幹産業とする農山漁村地域においては、その活性化の阻害要因となっている。

また、農山漁村地域においては、農用地等の維持・管理が困難となるばかりではなく、地域コミュニティ（集落機能）の維持、景観の形成や防災・減災といった農山漁村地域が有する多面的機能の発揮にも支障が生じつつある。

このため、農林漁業団体等による農山漁村発イノベーション施設の整備や農用地の保全等に関する取組等の迅速・円滑な実施を推進し、農業経営の発展、地域の所得向上、集落機能の維持等、地域の活性化を図ることが必要となっている。

現行、農用地区域内の農地において、農山漁村の活性化に資する施設等を整備する場合にあっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第13条第1項に基づき農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外の手続）を行った上で、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項等に基づく転用許可を受けることが必要であり、一定の期間を要するところである。

特に、農用地区域からの除外にあっては、おおむね30日間の縦覧期間と15日間の異議申出期間が必要であり、さらに、農業振興地域整備計画は長期の展望を見据えて定められているものであることから、自治体によっては変更の受付期間を限定している場合もある。なお、農地転用許可手続については、農地法に係る事務処理要領（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1509号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）により5週間（一部の場合は6週間）が標準処理期間とされているところである。

本改正を行わない場合、地域における活性化計画の作成に加え、あらかじめ農用地区域から除外することや、農地転用等といった手続が別途必要となり、農山漁村地域において急がれる定住等や地域間交流の促進に係る取組の実施に時間を要するなど、農山漁村活性化法の法目的が十分に達成できないこととなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体は、都道府県又は市町村に対し、当該事業等その内容を含む活性化計画の案の作成についての提案をすることができることとなっている。

このような中で、農林漁業団体等に対し、こうした提案とは別に、農地転用許可手続及び農業振興地域整備計画の変更のための申出等の手続を課すことは、農林漁業団体等に負担を課すことになり、定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業を実施する農林漁業団体等が減少することが考えられる。

【非規制の政策手段】

今回の措置は、原則、農地法及び農振法に基づき必要となる手続について、それらの迅速化を図るためのものであり、予算措置や税制措置等では対応できないものである。

また、他法令の特例を運用で措置することは不可能であることから、法律事項として法改正により対応することが必要となるものである。

【規制の緩和の内容】

(1) 活性化計画に記載される事業の実施のための転用許可の不要（農地法第4条関係）

活性化計画に記載された事業の実施に際し、当該事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合（権利の移転を伴わないものに限る。）であって、当該活性化計画に記載された事業に供される土地が農地法第4条第6項（第1号イに係る部分を除く。※）に基づき許可できない場合等に該当しないときには、農地法第4条第1項に規定する許可を不要とすることとする。

※ 農地法第4条第6項イにおいて、農用地区域内の農地については許可できないこととされているところ、今次改正において措置する農用地の保全等に係る土地の管理等に関する取組等については、農用地区域内の農地においても行われることが想定されることから、農用地区域内の農地であることをもって「許可できない場合」とはしないこととする。

(2) 活性化計画に記載される事業の実施前段階での開発許可不要（農振法第15条の2関係）

活性化計画に記載された事業の実施に際し、当該事業の用に供するため、農用地区域内の農用地等を農用地等以外の用途に供するため農用地区域から除外する場合であって、当該活性化計画に記載された事業に供される土地につき農振法第13条第2項に規定する農用地区域からの除外の要件に相当する要件を満たしている場合には、農用地区域からの除外手続を待たずに活性化計画に記載された事業の実施に着手できることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

今回の改正は、活性化計画に記載される事業の実施のため、本来であれば個別に経なくてはならない農地法に基づく転用許可（農地法第4条）及び農振法に基づく事業実施前段階における開発許可に係る手続の特例を措置するものであり、この措置によって新たに規制の遵守を求めるものではないことから、遵守費用は発生しない。

【行政費用】

上記同様、本特例は、農地法に基づく農地転用許可等の手続に係る行政費用が不要となる一方で、活性化計画作成時に許可基準に相当する要件を確認する行政費用が新たに発生することとなる。これらの許可手続と許可要件に相当する要件確認については、どちらも行政事務であることから、行政費用は相殺され増減しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

2③に記載のとおり、今回の措置は、農地転用手続のワンストップ化等の手続の特例を付与するものであり、また、農振除外や農地転用等に係る内容確認等については、引き続きそれぞれの法律（農振法、農地法）の規定等に基づき行われることから、転用手続等に対するモニタリングの必要性は生じない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

活性化計画は、平成 19 年の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律制定から令和 3 年度までに 1,900 件以上作成されており、計画に記載された事業が予算事業として採択された活性化計画の実績は、直近 5 か年（平成 29 年度から令和 3 年度まで）で年平均 25 件となっている。

今回の改正において、活性化計画に位置づけた事業の実施に当たって、事業実施主体にとっては農地法に基づく農地転用許可等の申請手続が不要となり、事業実施に係る手続負担が軽減されることから、定住等及び地域間交流の促進に係る取組が進展し、農山漁村地域における所得と雇用機会の確保につながる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

活性化計画に位置づけられた事業の実施主体（地方自治体である場合を除く。）が農地転用許可等の申請手続を行う必要がなくなるため、当該事業主体にとって農地転用許可等の申請に係る費用が結果的に便益となる。申請に当たり、行政書士に委託する場合の費用は、1 件当たり約 5 万円（日本行政書士連合会「令和 2 年行政書士報酬額調査」における農地法第 4 条許可申請の最頻値）とされており、行政書士に依頼して農地転用手続等を行う場合には、少なくとも本費用が負担軽減につながると推計される。

活性化計画が年間 25 件作成され、そのうち 8 割が農地転用を伴うと仮定すると、100 万円／年の外部委託の費用負担の軽減につながると推計される。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

⑥で記述したとおり。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回の改正において活性化計画に記載された事業に係る農地法及び農振法の特例を講じたこと等により、活性化計画の作成件数（加えて、任意ではあるが活性化計画の公表件数）が増加することが見込まれるほか、活性化計画に記載された事業のために行う農林地所有権等移転促進事業の実施に当たって必要な所有権移転等促進計画の公告の件数が増加することが見込まれる。

このため、活性化計画の作成・公表（任意）及び所有権移転等促進計画の公告に係る費用が行政費用として新たに発生し、その費用は1件当たり5,000円程度と推計される。

【積算の考え方】

縦覧関係事務（約2.5時間程度（0.3日間程度））

約0.3日×約1.5万円（日当たりの賃金）≒5,000円程度

（総務省「令和3年地方公務員給与実態調査結果」における平均給与月額から算出）

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

【遵守費用】

遵守費用は発生しない

【行政費用】

農地転用に係る許可等の手続と、活性化計画作成時の許可基準に相当する要件確認については、どちらも行政事務であり、行政費用は相殺され増減しない。

【効果（便益）】

農林漁業団体等が行う農地転用許可等の申請手続の負担が軽減され、行政書士に依頼することを考慮した場合、1件当たり約5万円の外部委託費の軽減効果が発生する。

以上より、便益の方が費用より大きいものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

農地転用許可等については、事業者等からの申請等に基づき、農地を管理する地方自治体における確認等の手続が必要であり、手続の特例を定める場合においても、地方自治体による一定程度の関与は不可欠である。

そのような中、活性化法の改正において、農用地の保全等に関する事業等を実施する場合に地方自治体が活性化計画を作成することによって、手続上の特例を受けられるという措置は、最大限簡素化した方法と考えられる。

そのため、法律における措置ではこれ以上の手続の簡素化の方法はないと考えられるが、現行の要件において、市町村による農振法に基づく農用地区域からの除外手続等が迅速に行われるよう技術的助言によりそれを明確化することは考えられる。

他方、人口減少が進む農山漁村地域の活性化の観点からは、地域の多様な主体による多様な取組への参画を促進することが喫緊の課題となっている中、農振法に基づく農用地区域からの除外手続等が自治事務であることを鑑みれば、それを法令上措置することにより、地方公共団体間の解釈に相違が生じないこと、国民の予見性等が高まることも相まって、農山漁村地域の活性化が促進されることから、技術的助言ではなく、活性化計画の特例とする法律上の措置を講じることとしたものである。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

以下のとりまとめ等を踏まえ、検討を行ったもの。

- 新しい農村政策の在り方に関する検討会・長期的な土地利用の在り方に関する検討会（令和3年6月4日）（抜粋）
 - ・農業以外の事業にも取り組む農業者や事業者など、多様な形で農に関わる経済主体が、地域資源を活用して農業以外の分野も含めて事業展開することで、所得確保手段の多角化が図られるよう、従来の6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させ、推進するとともに、これに取り組む事業者や団体を支援するため、農業上の土地利用との調和を図りつつ、農山漁村発イノベーション施設等の設置に係る手続の迅速化等のための措置等について検討すべきではないか。

・農山漁村発イノベーションや地域コミュニティ形成の場等、農村の活性化に必要な施設整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、地域負担の軽減のためにも手続の迅速化等の措置を検討すべきではないか。

○ 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日）（抜粋）

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進することを含め、農山漁村発イノベーションに必要な施設の整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、迅速な手続を進めることを可能とするため、2021年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法施行後5年を目処に実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

転用許可又は開発許可を不要とする特例が活用された活性化計画の作成数。